

有価証券報告書の株主総会前開示について
～投資家に対する有用で効率的な情報提供に向けて～

2025年5月13日

一般社団法人日本経済団体連合会

経緯（2024年）

- 2024年4月3日：
コーポレートガバナンス改革の推進に向けた意見交換
@総理官邸
ICGNの提案を受けた岸田総理が環境整備を進める旨を発言
- 2024年6月7日：
金融庁コーポレートガバナンス改革の実践に向けた
アクション・プログラム2024公表
- 2024年6月21日：
骨太方針2024で推進する旨を明記
- 2024年8月30日：
自民党企業会計に関する小委員会が提言公表
(2025年2月27日と4月10日にも会合開催)
- 2024年12月20日：
金融庁「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた
環境整備に関する連絡協議会」第1回会合
(2025年3月18日に第2回会合開催)

経緯（2025年）

- 2025年2月27日：
衆議院予算委員会
（塩崎彰久議員による質問を受けた加藤大臣答弁）
- 2025年3月28日：
加藤大臣による「要請」発出
- 2025年4月23日：
資産運用立国議員連盟
「資産運用立国2.0に向けた提言」公表
- 2025年6月（予定）：
連絡協議会第3回会合で報告書取りまとめ（見込み）
骨太方針2025等でも記載（見込み）

- 経団連では、投資家との建設的な対話促進に向けて、**ICGN**との意見交換や、**GPIF**をはじめとするアセットオーナー、運用機関との定期的なラウンドテーブル開催などの取り組みを進めている。
- 資産運用立国の実現に向けて、コーポレートガバナンスやディスクロージャー、スチュワードシップ、議決権行使のそれぞれのあり方等について関係者間で対話を続け、日本企業の競争力強化、成長と分配の好循環の拡大に資する改善を継続していかなければならない。
- 株主の議決権行使にあたって有用な情報を早期かつ効率的に提供すると同時に、企業における実務負担の軽減を図るという有価証券報告書の株主総会前開示の本来の目的を達成するため、制度横断的な検討と改革を前向きに進めるべき。

1. 会社法における有価証券報告書の位置づけ明確化(1/2)

- 今回の要請では、有価証券報告書に含まれる情報全体が、株主の議決権行使に有用との前提に立ち、株主総会前の開示が望ましいとされている。これまでも、金商法と会社法の一体開示について様々な検討が行われ、現行法制上も可能とされているが、実務上の慣行を大きく変えるには至っていない。
- これは、会社組織運営のための会社法に基づく株主総会での議決権行使のための書類（株主総会参考書類、事業報告等・計算書類等）と、議決権を行使する株主のみならず、将来的に有価証券を購入する潜在的な投資家まで含めて資本市場において公正な取引が行われるためのルールである金商法に基づく有価証券報告書が、別個のものとして扱われているからに他ならない。

1. 会社法における有価証券報告書の位置づけ明確化(2/2)

- 会社法上において、有価証券報告書の位置づけを明確化することを検討すべきである。
- 有価証券報告書の提出会社においては、会社法上の開示は不要とすることはもとより、一切の書面交付の不要化・電子化、単体決算開示の廃止、決算短信やコーポレートガバナンス報告書などの取引所規則による開示書類との合理化、株主に提示する書類の監査のあり方、監査人と監査役等の職務や責任範囲の明確化等について、横断的に検討を進めるべきである。

2. 真に有用で効率的な開示に向けた検討

- 大臣要請に先立つ国会質疑において、ITを用いて効率的な開示を実現すべきとの言及があったが、この方向に賛同するとともに、真に有用で効率的な開示を実現すべきである。
- 有価証券報告書は通常200～300ページにも及ぶ大量の書類であり、今後さらにサステナビリティ情報が追加される上に、虚偽記載については両罰規定を含む重い罰則が伴う。
- 諸外国と平仄を合わせることを含めて、真に有用で効率的な開示制度の実現を図るべき。

3. 株主総会開催日の後ろ倒しに関する環境整備

- 今回の要請においては、有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましい、とされている。
- これを実現するためには、今後、近い将来に有価証券報告書においてサステナビリティ情報の開示や第三者による保証が導入されることを踏まえれば、株主総会の開催日を後ろ倒しすることが不可欠となる。
- 長年にわたり定着している株主総会日程を後ろ倒しするためには、企業のみならず、配当を受け、議決権行使を行う株主側や様々な関係者に混乱が生じないよう、市場関係者全体としての理解促進や気運醸成が不可欠であり、政府として万全の対応を求める。

4. 株主総会の決議事項の見直し

- 今般の有価証券報告書の株主総会前の開示は、海外の投資家団体からの要請が契機となっていると認識している。
- 議決権行使に資する情報提供制度を見直すと同時に、諸外国と比して要件が低くなっている少数株主権などについても見直しを図るべきである。
- また、議決の賛否について、客観的にも実質的に確定していることが明らかな場合などは、株主総会の開催自体を不要とするなど、実務面での効率化を図るべきである。
- 資産運用立国の実現に向けては、海外投資家の投資促進と同時に、国内機関投資家の声を重視し、2,000兆円を超える個人金融資産や年金資産の有効な活用に資する、長期安定的な運用を重視すべきである。
- 国際的な動向の不透明感が高まる中、日本企業の国際競争力向上、経済安全保障の重要性が一層高まっている。

5. 効果検証の必要性

- ディスクロージャー制度やコーポレートガバナンス等に関する多くの充実や見直しが続いている。
- 一連の改革が、日本企業の競争力や投資家の行動に、当初の目的通りに機能しているのか否か、不断の検証が不可欠である。

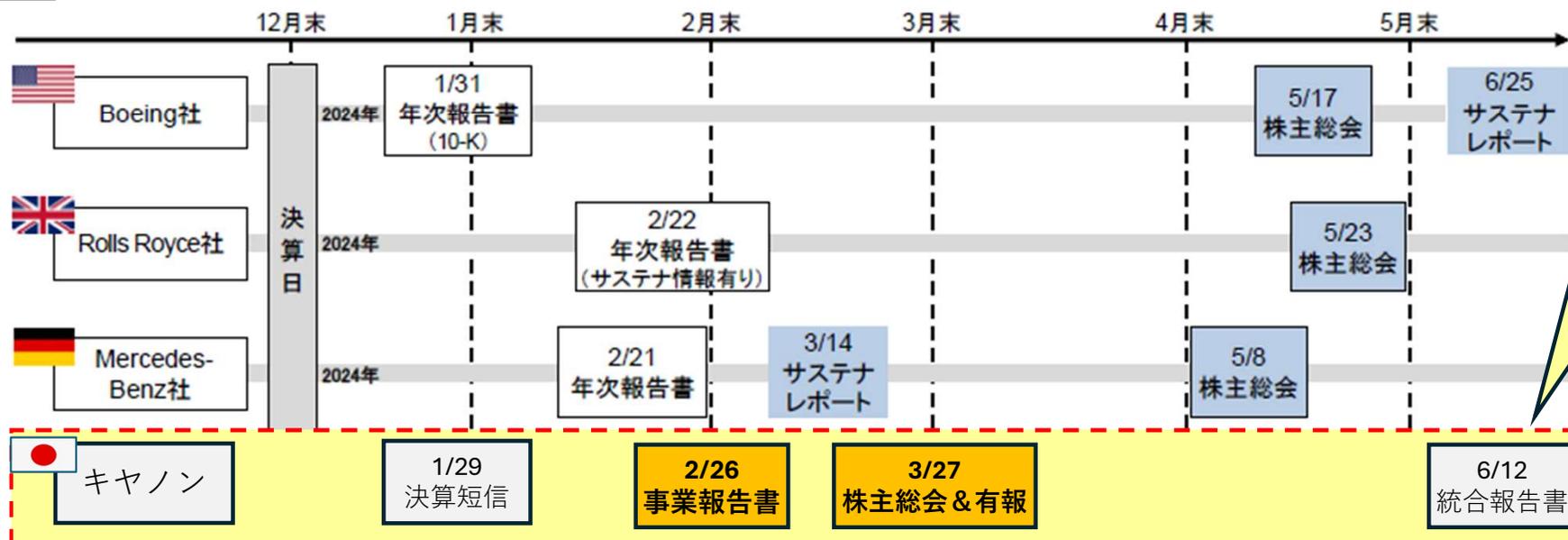
6. 実現に向けて

- 上記のような改革の実現に向けて、会社法と金商法の横断的な制度整備、株主総会改革に向けた環境整備等について、政府与党内で方向性を明確化し、本年の「骨太方針」や「新しい資本主義のグランドデザイン」等において明記するとともに、検討の推進を期待したい。

□ 諸外国では、株主総会前に年次報告書が提出され、株主の議決権行使の判断に利用されている。

	米国	英国	ドイツ	フランス
年次報告書の提出・公表期限	大規模早期提出会社(時価総額700万ドル以上)は期末後60日以内(Form 10-K General Instructions)	期末後4ヶ月以内 (Disclosure Guidance and Transparency Rules, 4.1.3 R)	期末後4ヶ月以内 (Wertpapierhandelsgesetz(Securities Trading Act), § 114)	期末後4ヶ月以内 (Code Monetaire et Financier L451-1)
総会開催日	前回の株主総会后、13ヶ月以内 (Delaware General Corporation Law, § 211(c))	決算日から6ヶ月以内 (Companies Act 2006, § 336(1))	決算日から8ヶ月以内 (Aktiengesetz (Stock Corporation Act), § 175(1))	決算日から6ヶ月以内 (Code Commerce L225-100)
議決権行使基準日	総会日前10日以上60日以内で会社が設定した日(Delaware General Corporation Law § 213(a))	総会日から48時間以内で会社が設定した日(The Uncertificated Securities Regulations 2001, § 41(1))	総会日の21日前 (Aktiengesetz (Stock Corporation Act), § 123(4))	総会日の2営業日前 (Code Commerce R225-86)

上場 企業におけるスケジュール例



【日本】⇒ 連結・単体の開示が必要、会社法と金商法に基づく2種類の法定開示書類が併存

【諸外国】⇒ 連結のみ、法定開示書類は1種類